

小田中直樹著

『一九世紀フランス社会政治史』

谷口良生

一七八九年に革命を経験したフランスは、その後、政体については変動の一九世紀を迎える。この時代の社会と政治をどのように捉えるか。本書では、この問いに対して新たな一九世紀フランス社会政治史像の提示が試みられる。著者は、近代フランス社会経済史を専門とし、多くの貴重な研究成果を世に問うてきたが、加えて、歴史学全体に関する諸問題についても精力的に取り組んできた。「あとがき」によれば、本書は、著者が一九九五年に刊行した『フランス近代社会 一八一四―一八五二』（木鐸社、一九九五年、以下前著）の「事実上の姉妹篇にして続篇」である。前著の基本的な問題関心を引き継ぎつつ、新たに近代フランスの社会と政治を分析するための視点を提供している。

本書の構成は以下のとおりである。

序章 もうひとつの一九世紀フランス社会政治史へ

第一章 七月王制期における制限選挙制度の論理

第二章 第二共和制期における選挙制度改革の論理

第三章 官選候補制度再考

第四章 第二帝制期農村部におけるローカル・ガバナンスの展開

終章 一九世紀フランス社会政治史のゆくえ

なお、序章の一部と第一章および第二章は、既発表論文を加筆改稿したものであり、それ以外については書下しとなる。

序章「もうひとつの一九世紀フランス社会政治史へ」では、先行研究が整理され、本書の課題と方法が提示される。先行研究の整理にあたっては、日本におけるフランス史研究に一九八〇年代から現れ始めた、政治・経済・社会の諸側面における主要なアクターとしての農村部民衆に着目する「新しい流れ」に本書を位置づける。本章では、これらの先行研究を整理するための論点として、「農村部民衆の政治化」（「政治化」論）と「名望家による支配」（「名望家」論）の二つが検討される。これらの先行研究の意義は認めつつも、「政治化」論に関しては、「農村部民衆」という概念をアプリアリに設定することによる長所と短所、およびローカルな政治を「政治」として認めるか否かといったことを含む「政治」の定義に関する立場が十分に検討されてこなかった点、「名望家」論に関しては、「影響力を行使しうる存在」という「名望家」の定義が、分析概念として曖昧であるため、その社会職業的な属性がいかなるものであったか、などの基本的な諸問題について論じることができない点を批判する。

これらの論点に対し、本書では、一九世紀フランスの社会と政治を理解するにあたって、中央政府と名望家の間に「対立」のみならず、中央政府による名望家の官職への登用に示されるような「取込み」の関係をも見出す既存の研究を發展させ、新たな視座

を提示する。すなわち、当時の社会および政治を、行政など「政治的なるもの」をも射程に入れた「政治空間」で展開される、行政当局、政治家および民衆による三者ゲームとして捉える。さらに、分析概念としてガバナンス概念（「公共圏」としての市民社会において、さまざまなアクターがネットワークを構築し、相互作用をくりひろげながら、民主的に社会をコーディネートしようとする統治のあり方」（本書二五頁））を導入し、行政当局、政治家、民衆による三者ゲームをマルチステークホルダー・モデルにもとづくガバナンス・ゲームとして理解する。そして、「ガバナンスの正統性」という観点を採用する。このような分析視角から新たな一九世紀フランス社会政治史を描出することが、本書の最終的な課題となる。

第一章「七月王制期における制限選挙制度の論理」では、参政要件およびその正統性、支配階層の秩序イメージ、制限選挙制度と公共圏の関係、の三点を具体的な課題として設定したうえで、七月革命後の一八三一年下院議員選挙法および一八三二年市村組織法の制定プロセスが、国会議事録を主史料として検討される。それによって、ナショナルな支配階層によるあるべきガバナンスの質を明らかにすることが、本章の目的となる。

これらの法の制定プロセスにおいては、以下の三つの勢力が存在した。すなわち、知の所有を重視する運動党（オルレアン派のうち革命の徹底をめざすもの）、富の所有を重視する抵抗党（オルレアン派のうち革命運動の進展を阻止するもの）、普通選挙制度を支持する正統王朝派や共和派、の三勢力である。これらのうち、正統性として知を主張する運動党は、あるべき政治秩序を、

知識人による公益のための政治（エリート政治）として、社会秩序を、知の所有量にもとづくヒエラルヒーとしてイメージする。それゆえ、公共圏は知識人エリートによって占有され、選挙の公共性が強くなる。正統性として富を主張する抵抗党は、政治および社会秩序を、富裕層による自らの利害のための政治（階級政治）と富の所有量にもとづくヒエラルヒーとしてイメージし、その場合、公共圏は階級政治を主張する社会階層によって占有されることになる。普通選挙制度を支持する正統王朝派や共和派は、すべての社会階層が自らの利害を実現するために政治に参加（利益政治）し、多様な社会経済的条件をもつ社会階層が併存する政治および社会秩序をイメージする。その場合、公共圏を支配階層が占有することは困難であり、選挙は公共性を強く帯びることになる。制限選挙制度下では、このような社会、政治秩序のイメージが存在したのである。

第二章「第二共和制期における選挙制度改革の論理」では、第一章を受けて、普通選挙制度が導入された第二共和制における支配階層による選挙権剝奪の試みとして、一八五〇年の選挙制度改革が注目される。一八五〇年の国会補欠選挙での共和派の勝利に危機感を抱いた秩序党（正統王朝派とオルレアン派の同盟）は、居住要件を設けることによって、共和派の支持者から選挙権を剝奪しようとした。その結果がこの選挙制度改革であった。国会議事録を主史料、内務省文書や司法省文書を副史料として、その制定プロセスを分析することで、支配階層のあるべき社会秩序、社会、政治のイメージに接近を試みることが、本章の課題となる。この選挙制度改革の背景には、秩序党による「さまざま民衆」

への危機感があつた。しかし、秩序党の内部には、あるべき社会像について差異が存在した。正統王朝派は、富よりもパトロン・クライアント関係（垂直的影響力行使）を重視するために、貧しさよりも浮動性を問題とするが、他方でオルレアン派は、パトロン・クライアント関係よりもブルートクラシー（富者による支配）を志向するため、浮動性よりも貧困を問題視したのである。

選挙権を生来の権利として理解する選挙権利説を理論的基礎とする共和派の選挙制度論に対して、秩序党に代表される名望家の選挙観は、選挙を義務として捉える選挙公務説であり、それは普通選挙制度導入によつて強化すらされていた。これによつて、普通選挙制度を維持しつつ、選挙権の制限が可能となつたのである。新選挙法の実施プロセスを検討すると、史料のバイアスはあるものの、民衆は投票を一種の義務と考えていたことがわかる。これが名望家の選挙論である選挙公務説と共鳴し、選挙権の剝奪を理論的に正当化していたのである。

第三章「官選候補制度再考」では、「国家のエージェントが、有権者に対して特定の候補者を推薦する」（九六頁）制度である官選候補制度に焦点が当てられる。「国家のエージェント」である県知事や郡長がそれぞれ中央政府や県知事に送付した、官選候補として適格と考えた人物についての報告書を史料に、そこで言及される社会職業的属性（地主や商工業者など）に着目して、中央政府や地方行政当局、郡長（民衆）がいかなる社会職業的属性を愛好していたか、その官選候補イメージを検討する。それにより、ボナパルト派政府によるあるべき政治的支配階層のイメージに接近することが本章の目的となる。その際、一八五二年立法院

議員選挙を対象に、三者の抱く官選候補イメージおよび実態を突き合わせ、その差を浮かびあがせるといふ手法をとる。検討にあつては、史料の制約から、県知事報告の分析に関してはフランス本土八七県中七一県に、郡長報告の分析に関しては広域西部地域に地理的対象を限定している。

検討の結果、官選候補適格者の四つの社会職業的カテゴリーである地主、商工業者、公務員、自由専門職について、ステイタスの格差が存在することが明らかとなつた。すなわち、商工業者と自由専門職を重視する中央政府、公務員、地主および商工業者を重視する県知事、商工業者を高く評価し、地主に対する評価は低下しつつあつた郡長（民衆）というように、それぞれの次元での格差が浮かびあがつた。政治的支配階層の「実態」としては、依然として農業的性格を色濃くもつていたものの、「イメージ」の次元では、一八五二年という帝制の早い時期に、政治支配階層カテゴリーのイメージはすでに動揺していたのである。

第四章「第二帝制期農村部におけるローカル・ガバナンスの展開」では、市村の次元におけるローカル・ガバナンスの正統性的特徴、変化および相互関係のあり方を明らかにする。「名望家」論、民衆の政治化の画期、第二帝制の性格をめぐる先行研究を整理したのちに、史料上の限界から、社会構造を異にするイル・エヴィレヌ、コート・ドール、エローの三県を対象を絞つて、ローカル・ガバナンスのあり方、とりわけ市村会議員と市村長の関係が検討される。市村長や郡長による県知事への各種の報告書をもとに考察した結果は、以下のとおりである。

イル・エヴィレヌ県では、「われわれ」という属性を共有し

たうえて、市村長や市村会議員は、民衆に対して優越的立場にあると同時に、民衆からの信頼による双方向的な状況にもとづいて影響力を行使していた。このローカル・ガバナンスは、属性の共有と地位の優越によって正当化される、「地位」にもとづくローカル・ガバナンスであった。

コートールド県においては、市村会議員が市村長と対立した場合に、集団的な辞意を表明していた。その背後には、多くの市村において彼らが有権者によって支持されているという状況があった。ここでは、市村会議員および民衆と各種行政当局が対立しており、「代表性」にもとづくローカル・ガバナンスが広く受容されていた。

エロー県では、市村会議員と特に民衆を含む住民が、市村長を批判する際に、県知事をはじめとする上級行政当局に対して抗議活動を行っていた。このような抗議行動を愛好する背景としては、「代表性」にもとづくローカル・ガバナンスに対する不信と、任命制がもたらしうる「秩序」に対する選好があった。任命制は「能力をよく判断できる」というメリットを有するため、ここでは「能力」にもとづくガバナンスが受容されていた。このように、第二帝制期には、「地位」「代表性」「能力」という近代社会を特徴づける秩序原理にもとづく三つのローカル・ガバナンスが存在したのである。

終章「一九世紀フランス社会政治史のゆくえ」では、本書の結論と今後の展望が明らかにされる。本書の知見として、以下の二点が主張される。一点目は、一九世紀フランス社会は、各資質に対応する諸社会集団からなっていたと考えるべきではなく、均質

で単一の社会集団である名望家によって支配されていたと捉えるべきでないことである。二点目は、民衆が普通選挙制度導入後にガバナンスのあり方に強い影響を与えるアクターとして登場することである。そして、本書では十分に扱いきれなかった第三共和制期についても、時代の体現者として、フェリーが志向する社会構造とガバナンスのあり方が検討される。そこから、第三共和制確立期の名望家の影響力の衰退や、第三共和制期の民衆運動の動揺や変容を、ガバナンスの観点から理解すべきことが示唆される。このように二〇世紀フランスまで視野に入れた知見を提示しつつ、本書は締めくくられている。

以上が本書の内容となる。一九世紀前半のフランスにおいて、秩序原理が、生まれや血統といった「先天性原理」から、富や知といった「後天性原理」へ移行することに着目した前著に対し、本書では、「後天性原理」のさまざまな変種が取り結ぶ関係に注目することで、前著の問題関心を継承しつつ、それをガバナンス概念の援用によって発展させ、新たな歴史像の析出が目指されている。近代フランス史において重要な議論である「政治化」論と「名望家」論の意義と問題点を認識し、それらの限界を超越するために、ガバナンス概念を援用し、新しい分析視角を示したことの研究史上の意義は大きいだろう。

また、本書が対象としている近代フランス史における選挙や地方議会議員に関する研究は、とりわけ日本の歴史学では看過されてきた。選挙研究に関しては、邦語に限ると、法制度に着目した研究がほとんどである。とりわけ、第三章で扱われた官選候補制

に関しては、フランスにおいても研究はさほど進展していない。

地方議会議員研究に関しても、プロジェクトとして進められている国会議員の研究に対して、研究蓄積は乏しいと言わざるをえない。このプロジェクトの影響を受けて、プロソポグラフィを用いた地方議会議員研究もあるが、もとより多くのコミュニケーション（本書で言うところの市村）を抱えるフランスにおいては、地方議会の数も多いため、相対的に研究は少なくなってしまう。その点を鑑みても、本書は貴重な研究成果といえる。このように地方の行政や議会を対象とするために、地方の文書館に所蔵されている膨大な史料も広く蒐集されている。この点も評価されなければならない。

このような本書の意義を認めたいうえで、なお批判すべき点があるとすれば、以下の諸点となるだろう。

まず、本書における民衆の位置づけについてである。本書は、農村部民衆が主要なアクターであることを繰り返し強調する。しかし、第二帝制期のローカル・ガバナンスのあり方を検討した第四章では、分析の主眼が市村会議員と市村長の関係に置かれているために、民衆という「アクター」は後景に退いてしまっている。第四章では、地方の文書館に所蔵されている行政史料をもとに分析が進められているが、それでは市村長および市村会議員が志向するガバナンス・モデルにおける「要素」としての民衆については明らかにできて、「三者ゲーム」における主要な「アクター」としての民衆については光をあてることができない。

このことは、「政治化」論との関係でも重要となる。本書では、

「政治化」論について、これまでなされてきた民衆の政治行動の分析ではなく、「いかなる形態の政治参加を選択しているか」と問うことで、名望家に対する従属をも民衆による合理的な選択とみなしている。しかし、「アクター」としての民衆が後景に退いているために、かえって民衆の従属的な面を強調している印象を与える。市村会議員と市村長という分析の軸から離れて、行政側の史料だけでなく、他の史料をも動員して、民衆に焦点をあてる必要があるだろう。例えば、政治的、非政治的なものを問わず、日常的な結社活動や、民衆にとって直接的な政治の場となる選挙活動を対象として、結社関係の史料や選挙における後援会の記録などの史料をもとに、民衆と名望家の関係を問うことも可能である。こうすることで、それぞれのアクターが志向するガバナンス・モデルが明らかにになり、「三者ゲーム」としての近代フランスの社会や政治を、より多角的に分析できるだろう。

また、民衆の位置づけという点でいえば、第三章で、郡長の官選候補適格者イメージを民衆のものと同視していることも気にかかる。史料の制約があるとはいえ、民衆の重要性を主張する本書においては、より慎重な検討が必要だろう。

次に、本書では一つの歴史像を提示することが目指されているが、他方で、各章が有機的に結びついていないという問題がある。各章の間には、ナショナルな次元（第一章、第二章）とローカルな次元（第四章）という違いや、七月王制（第一章）、第二共和制（第二章）、第二帝制（第四章）というような時期の違いがある。また、政治、社会秩序のイメージを探るといふ共通の問題関心が背景にあるとしても、議事録を中心とした国会の審議の検討

(第一章、第二章)と、文書史料を中心とした比較的実態に近い(アクターの行動を通じた検討(第四章))というように、用いる手法についても差異が認められる。それゆえ、七月王制期から第二帝制期までの社会や政治を全体として理解しにくい。例えば、七月王制期から第二帝制期までのローカル・ガバナンスのあり方はどのように変化したのか、また、第二帝制期におけるナショナルな次元とローカルな次元での、ガバナンスのあり方の差異や関係はどのようなものであったのか、といった疑問が浮かんでくる。これらの論点は、ローカル・ガバナンスにおける普通選挙制度、ひいては民衆が政治的アクターになることの政治や社会に対する影響や、ナショナルな政治とローカルな政治の関係について理解するためにも考察を加えて欲しかった。

このような全体に関連する論の展開に加え、第四章においても、議論の進め方にやや疑問を抱く箇所があった。第四章では、史料の制約から対象を三県に絞り、そこから三種類のローカル・ガバナンスを析出している。対象を絞ること自体に問題はないが、その結果をもって、第二帝制下の当該時期のローカル・ガバナンスが三種類であったとするのは性急ではないだろうか。本章の議論にしたがうならば、ここで扱われている三県の社会構造が、フランス全体の社会構造の類型すべてを代表しない以上、理論的には、これら以外のローカル・ガバナンスの存在を否定しきれないはずである。また、同章のエロー県の分析では、史料上の問題から、コート・ドール県の史料を参照して、「能力」にもとづくガバナンス・モデルという結論を導いている。著者もやむをえないと断っているものの、社会構造が異なり、異なるガバナンスが受容され

ていた他県の史料を援用することは、やはり問題なしとはできない。

最後に、前述のように一貫した歴史としての理解が困難であることは、別の問題をともなう。すなわち、ガバナンスのあり方がなぜ変化したのか、その要因に関する考察が欠如してしまうのである。制限選挙制度下の七月王制期や普通選挙制度が導入された第二共和制期から、第四章が対象としている第二帝制期にいたって、各章の結論をつきあわせるとわかるように、ガバナンスのあり方が大きく変わっている。また、第二帝制期においても、本書が対象とした三県で見られた「地位」、「代表性」、「能力」にもとづくガバナンスが、徐々に「代表性」にもとづくガバナンスへと変化していくことが指摘されている。これらの変化は何によってもたらされたのか。その政治的、社会的、経済的な、あるいはこれらの複合的な要因は何であったのか。各章が有機的に連関していないために、ナショナルあるいはローカルな次元における、政治的、社会的、経済的な文脈との関係で、ガバナンスのあり方の変化を捉えることができなくなっているように評者には思われた。数多くの政体を経験した一九世紀フランスの社会政治史を考えたにあたって、この点は重要である。

以上、いくつか論点を挙げてきた。本書は、各地の文書館に眠る諸史料を蒐集し、その分析のために新たな枠組みを適用することによって、独自の歴史像を描き出そうとした力作であるといえる。著者のその労に敬意を払いつつ、本書によって、近代フランスの政治および社会に関する研究がいつそう発展することを期待

したい。

① 代表的なものとしては、以下を参照。只野雅人「選挙制度と代表制——フランス選挙制度の研究——」勁草書房、一九九五年。田村理「投票方法と個人主義——フランス革命にみる「投票の秘密」の本質——」創文社、二〇〇六年。

② 代表的なものとして、やはりあたり以下を参照。C.L. Robin, *Les hommes politiques du Libournais de Decazes à Luquet : parlementaires, conseillers généraux et arrondissement, maires de l'arrondissement de Libourne de 1800 à 1940*, L'Harmattan, Paris, 2007.

(A5判 二七二頁 二〇一三年 山川出版社 四五〇〇円+税)

(京都大学大学院博士後期課程・日本学術振興会特別研究員)